

環境影響評価書案審査意見書

「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子

記

第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称及び種類

名称：立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線
（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業

種類：道路の新設

3 対象事業の所在地

起点：立川市羽衣町二丁目（[都道145号]交差点）

終点：立川市栄町四丁目（[都道43号（芋窪街道）]交差点）

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足しているが、現況を大きく上回り、その影響も懸念されていることから、環境保全のための措置の内容について詳細を記載するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うこと。

【景観】

計画道路による景観への影響を長期的に低減させるため、より一層の環境保全のための措置を検討し、周辺の公共施設とも連携しながら、地域景観に十分に考慮された緑を創出するとともに、適切に維持管理すること。